

第1回農業災害補償制度検討会 議事録

平成13年11月22日(木)

農林水産省特別共用会議室

保険課長 定刻でございますので只今から、第1回農業災害補償制度検討会を開会いたします。私、農林水産省の保険課長をしております佐藤と申します。本日座長が決まりますまでの間、司会進行を務めさせていただきます。それから、私どもの遠藤武彦農林水産副大臣が是非出席したいということですが、あいにく今衆議院本会議に出席しておりまして国会の都合がつけばこちらの方に出席したいとのことであります。それでは開会に当たりまして、須賀田経営局長から御挨拶を申し上げます。

須賀田経営局長 経営局長の須賀田でございます。御列席の皆様方には早速に委員をお引き受けいただきますとともに、本日、御多忙中の中、遠方より御参集いただきまして心より感謝を申し上げます。

皆様方御承知のように、農林水産省は今年の1月6日から組織を再編した訳でございまして、私どもの経営局というのがスタートした訳でございます。この農業経営の長期営農を継続させていきます基礎になりますのが、この農業災害補償制度でございまして、歴史を振り返りますと昭和4年に家畜保険が、昭和13年に農業保険がそれぞれできまして、昭和22年に統合をされまして今の農業災害補償制度の骨格ができている訳でございます。そしてこれまで農業事情でございますとか、農業政策でございますとか、そういう変革の節目節目に見直しを行ってきた訳でございます。

近年では一昨年新しい基本法が制定され、そしてその中で「価格は市場で所得は政策で」という言葉に代表されるように、がらっと価格政策その他の政策が変革をみたところでございまして、農業災害補償制度に対する要望も種々出てきているということでございます。そういう情勢を踏まえまして検討会を設けさせていただきまして制度の見直しをお願いするということになった次第でございます。農家の方々の現場の声というものも十分お酌み取りをいただきながら拙速を避けて検討していただくということでスケジュールを後ほど申し上げますけれども、来年の秋頃を取りまとめの目途にしたいと考えているところでございます。そういうことでございますので事情を御賢察の上、本日は忌憚のないところの御意見をお願いできればと思っている次第でございます。どうかよろしく願いいたします。

保険課長 それでは会議次第に従いまして次に委員の皆様を御紹介申し上げます。伊井委員でございます。次に海野委員でございますが、本日遅れて出席されるということでございます。小沢委員でございます。岸委員でございます。北村委員でございます。戸川委員でございます。平林委員でございます。福田委員でございます。丸山委員でございます。森田委員でございます。山田委員でございます。太田委員でございます。円谷委員でございます。松井委員でございます。倉岡委員でございます。長濱

委員でございます。菅井委員でございます。獺口委員でございます。平委員でございます。葉山委員でございます。なお、新山委員は本日御欠席であります。次に、農林水産省側の出席者でございますが、只今御挨拶申し上げました経営局長須賀田の他、審議官林でございます。それから保険監理官柴田でございます。保険数理室長信太でございます。以上でございます。

それでは、座長を選出いただきたいと思っております。これは委員の皆様の互選によってどなたかに座長をお願いいたしたいと思っておりますが、どなたかお考えのある方おっしゃっていただければと思っております。

委員 大変僭越であります皆様にお諮りしたいと思っておりますが、座長には、日本経済新聞の論説委員を長く勤められまして、食や農への御造詣も深い、岸委員に座長をお願いしたらと思っております。岸委員には政府の農林水産関係の委員も歴任され、また、農業災害補償制度のこの前の改正の際の研究会の委員も務められておりますので、岸委員に座長をお願いしたらいかがかと思っておりますが、よろしくお諮りのことお願いいたします。

保険課長 ありがとうございます。只今、委員から岸委員に座長をとという御発言がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

保険課長 それでは、皆様方御異議がないようでございますので、岸委員に座長をお願いいたしたいと思っております。それでは岸委員、座長席の方へお移りいただきたいと思っております。

座長 只今、皆様の御推薦によりまして座長という大役を仰せつかりました岸でございます。何卒よろしくお願いいたします。私は、もともとこの問題の専門家では全くございまして、こういう場にふさわしいかどうか自分ではどうもはなはだ自信がないのでございますが、今、委員より御紹介がありましたように農業災害補償制度の検討の場に参加したことがあるということでございまして、そのようなことから、進行係ともうしましょうか、整理係といいましょうか、そういうことをやらせてはどうだろうかとの趣旨だろうと。そういうふうには受け止めお引き受けいたします。

皆様方に申し上げるまでもなく、我が国の農政は、農業の構造改革を進める中で大転換の時期を迎えております。そういう状況の中で農家がこの農業災害補償制度に一体何を期待しているのか、ここに農家の方がたくさんいらっしゃいますが、あるいはこの制度が災害対策として農業経営の安定のためにいかなる役割を担っていくべきかなど色々あります。今後の制度につきまして、できるだけ幅広い観点から、また、できるだけ自由に検討を行っていくことが大事だろうと思っております。ここに今お集まりいただいております皆様方は私より遙かに御経験の深い方々、あるいは、視野の広い方々がそろっておりますし、現場に非常にお詳しい方々が多い訳でございますから、私は、進行係あるいは整理係として検討が円滑に進むように精一杯努めて参りたいと思っております。皆様方の御協力をお願い申し上げます。活発な議論を期待して

簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今から私の方で議事を進行させていただきたいと思います。始めに検討会の運営につきまして2点ばかりお諮りしたいと思います。一つは検討会の会議そのものは非公開といたしたいと思いますが、プレスリリースの際にもお知らせしておりますように、この会議において配る資料及び議事の概要につきましては、事務局の責任において農林水産省のホームページにおいて公表することとしたいと考えております。また、極力情報を公開していくという観点からしまして、この会議の議事録についても、発言者のお名前を伏せるということにいたしますけれども、内容については同様に公表することにしたいと考えておりますが、この点についていかがでしょうか。今だいたい農林水産省の検討会、研究会はこういった形でやっておりますのでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

座長 ありがとうございます。もう一点は、検討の内容が実務的な面にわたる場合があると考えられますので、検討会における検討を踏まえつつ、共済の実務に携わっている方々により、更に掘り下げて検討を行っていただく場を検討会の一部として設けたらいかがかと思いますが、この点はいかがでしょうか。つまりもっと堪能な方々に、実務面を検討してもらってはどうかということなんですがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

座長 ありがとうございます。それでは実務者による検討会の件につきましては、メンバーの人選等、スケジュールなどについて、関係の方々とも相談をいたしまして取り決めさせていただきますので、私に御一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

座長 それでは、御異議がないようですのでそのようにさせていただきます。事務局におかれましては、よろしくお願いいたします。それでは、早速ですが、本日予定されております議事次第に従いまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

保険課長 お手元に資料をお配りしてございます。始めに念のために資料の確認をさせていただきますと思います。資料ナンバーを振っております資料1から資料5まで、それから参考1、参考2、順に申し上げますと、資料1として1枚紙でありますがこの会議次第でございます。それから資料2といたしまして2枚紙で10月という日付が入っておりますが、この形で2ページ目には委員名簿を付けておりますが、この形で10月30日にプレスリリースさせていただきました「検討会の開催について」、資料3といたしまして「農業災害補償制度の現状」、資料4としてこれも横長ですが「農政の変遷と農業災害補償制度の対応」、その次に資料ナンバーを打っておりませんが1枚紙で横長で「農業災害補償制度検討の視点」があり、その下に縦長で同じタイトルで、資料5と付けてあるのがあるかと思っております。以上が資料1から5でございまして、その他に参考1として「食料・農業・農村基本法」、参考2として「農業構

造改革推進のための経営政策」以上の資料がお手元にあるかと思えます。御確認下さい。よろしゅうございますか。それでは、資料説明に移らせていただきます。

本日第1回目の会議でございますので、まず事務局の方から資料3と資料4に基づきまして農業災害補償制度の現状がどうなっているか、それからこれまでの歴史的変遷がどうなっているか、まずそういったところを御説明申し上げまして、その上で資料5検討の視点と名前を付けておりますが、事務方としてこの検討会でこういう角度から検討をしてはいかがではないでしょうかという事務方の案でございますが、そういったものを御説明いたしたいと思えます。それでは資料3をお開きになっていただきたいと存じます。

資料3全体は制度の現状がどうなっているかに触れたものでございます。既に事前にそれぞれのお手元に郵送いたしましたことでもありますし、時間の関係もございましてポイントを中心にざっと説明したいと存じます。まず、1ページでございますが、農業災害補償制度の法律上の根拠を示してございます。これは農業災害補償制度自体は昭和22年にできたものでございますが、平成11年に農政の最も基本を示しております食料・農業・農村基本法が成立いたしました。この平成11年の食料・農業・農村基本法の第31条、右の方に条文も触れてはおりますけれども、農業災害による損失の補てんを国が施策としてやるのだという条文を持っております。基本法の根拠に基づきまして、具体的には農業災害補償法に基づいて農業災害補償制度を運用しているところでございます。

2ページでございますが、現在、農業災害補償制度が対象としております事業種類、対象品目を紹介してございます。文章の下の方に対象品目といたしまして各共済事業の対象品目、当初は水稲なり家畜なり蚕繭からでスタートした訳でございますが、その後農業者のニーズなどを踏まえて順次追加されてきております。例えば、現在、家畜共済の中で牛は対象としておりますが、さらに加えて肉牛について胎児も現在対象にしてございます。これは昭和60年の改正で入れた訳ですけども、現在、私どもとして農業者のニーズという意味では、新しく乳牛についてもF1などが出てきておりますので、乳牛の胎児も対象にしてはどうだろうかという声があるということも聞いておるところでございます。

3ページでございます。農災制度の仕組みとして保険の仕組みを利用して基本的に三段階制で事業を実施しているということを紹介してございます。前回、平成11年の改正で、地域の意向によって二段階制でもできるという途を拓きまして、現在、熊本は二段階で実施しております。それから資金がショートした場合に備えて、認可法人であります農林漁業信用基金がいざという時のためにその資金の貸付等を実施するというのもございます。3ページの右上に三段階制の仕組みをとっておりますのでそこに参考までに数字を入れております。平成11年の実績でございますけれども、農家から見ますと農業共済組合、市町村が一部事務組合でやっているところもありますが、共済組合には共済掛金全体で1,540億円ほど支払う、この約半分は国庫から

の補助でございます。組合は1,540億円のうち保険料として1,044億円ほど各県にある連合会に支払いまして、差額の5百億円ほどは手元にキープしておく、この手元にキープしておくのは災害が起こった時に共済金として支払うためでもあり、災害がなければ積み立てておいて将来の災害に備えるという訳でございます。連合会は今度は政府の特別会計に再保険いたします。この再保険料が674億円、従って差額の3百億円強は連合会独自の責任を果たすため、災害が起こった時の保険金を払うために同じようにキープしておく訳でございます。そしていざ災害が起こった時には、政府の特別会計から連合会に再保険金が出て連合会から組合に保険金が出て、それらを合わせて農家の方に共済金が支払われるというふうになっております。農業災害、最近だと平成5年に大災害ございましたけれども、毎年コンスタントに出るというよりは、被害が出る時にドンと大きく出る傾向がございますけれども、その時でも急遽お金を工面するのではなく、毎年こうやってお金を回しておる、その中で大災害が起こった時に農家のために共済金の支払が円滑に行えるようにしておくということでございます。この掛金の水準などはそういった被害の状況なども踏まえて、3年ごとに掛金率を見直してその資金関係がうまく回るようにしていると、そういう特徴があるかと思えます。

次に4ページでございます。4ページは加入資格者を書いております。基本的に各共済事業ごとに加入資格基準がございます。具体的には4ページの右にあるとおりでございます。

5ページでございますが、この加入の中で、特に米麦、農作物共済については一定規模以上の耕作の業務を営む者は当然に加入するというシステムをとっております。その一定規模がどの位かというのは、右の方にあるとおりでございます。結局この制度は米麦が我が国農業の基幹作物として重要であるということで、災害対策としても万全を期したいということもございまして、保険の仕組みでもって事業をやるということから母集団を確保して危険分散を図る、ひいてはその保険制度の安定的な運営を図る。こういう観点から設けられている制度でございます。

次に6ページでございます。6ページ以降いわゆる共済の専門用語がたくさん出てきて恐縮ですが、6ページにはその損失補てんの仕組みを書いてございます。基本的には収量を補償する方式でございます。例外的に災害収入共済方式という名前を付けておりますけれども販売量なり生産金額が確実に把握できる部分について収入金額を補てんする、そういうシステムをとっております。基本的に収量を補てんする、量が減った時に減った部分を補償するという仕組みでございますので、文章の方の の括弧書にございますように、例えば、水稻について今年も全国的には豊作、作況指数100を超える収量でございましたけれども、一方でカメムシ被害等が出ておりまして、どうも例年に比べて1等米の比率が少ない。従って、農家から見れば量はとれたけれども、その実際、販売収入という面から見ると例年になく2等米が多いのでどうも少ない、そういう時に共済は何も見てくれないのかと、そういった意味で品質が下

がったということも補てんの対象になるような共済であってしかるべきではないか。そういうニーズがあるということも我々聞いております。なお、資料の中で現在の制度を紹介しながら、私どもとしていろんな農家からニーズを聞いておるものは、説明の中で紹介したいと思っております。それにつきまして委員の皆様方それぞれのお立場で、その点はそうすべきであるとか、あるいはそれはおかしいとか、そういったコメントも含めて本日の会議この後の議論の中で御発言いただけたらと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。その基本的に収量補償方式で一部に災害収入共済方式がございますが、その他6ページの左下にありまして、家畜共済とか果樹共済の中の樹体共済、それから園芸施設共済、こういった資産を対象とする共済につきましては、資産の損害額に応じて補てんをするという仕組みをとっております。これにつきましても、最近、園芸施設農家も大規模化が進んでおりまして、高額な施設ができる。その中でガラス温室等が台風で被害を受けた時に、後片付けが大変であるということから、後片付けについては現在補償の対象になっておりませんが、それがその対象になるのかどうか、そういった御意見も伺っております。なお、6ページの右の方、表の中で注の方で簡単に注の3つ目で紹介しておりますが、麦につきまして前回の平成11年改正で災害収入共済方式を導入いたしました。麦は災害収入共済方式以外の方式、一筆方式であるとか半相殺方式、全相殺方式については、春まきと秋まき、北海道ですと春まきの小麦と秋まきの小麦両方ございますが、それは別の区分にする。それから大麦と小麦も別の区分にするというふうに麦は類区分に分けて共済制度をやっておりますが、災害収入共済方式につきましては、そういった区分をとっておりません。これは、この仕組みがうまくいくかどうか試験的に入れてみようということもありまして、現在、災害収入共済方式だけは類区分をやらずに、麦なら麦一本でやっておりまして、その点につきましても実際うまくいっているかどうか、類区分したほうがいいのではないかと承知しております。

7ページは引受方式の選択でございますが、これは主な引受方式、7ページの右の表でございますが、基本的に組合が定款で選ぶ、そういう仕組みになってございます。それから引受方式の中で全相殺農家単位方式あるいは災害収入共済方式がございますが、これらについては、基本的に農林水産大臣が地域を指定いたしまして、その指定地域の中でしかその方式はとれないというふうになってございまして、従って、各農家が農家の立場で、自分はその方式を選びたいと思ってもなかなか不自由な形になっている。この辺り実務上どこまで対応できるかということもあろうかと思っておりますけれども、引受方式の選択について、農家個人の選択の余地がないという仕組みでございまして、この辺りにつきましても、それでいいのかどうかこの検討会で議論いただけたらと考えておる次第でございます。

なお、7ページの右の方で畑作物共済には から までの方式がございます。農作物共済と比べて一筆方式というのをとっておりません。ところが転作が進みまして、生産調整が進みまして水田を転作して、特に麦と大豆を農林水産省としても奨励して

いるところですが、水田を生産調整で大豆に変えた時に、水田の時は一筆方式だったのに大豆になると一筆方式がないので他の方式にならざるをえない、ということで現場でとまどいがあるというそういった声も聞いておるところでございます。

8ページは、共済金額の計算をどういうふうにするかということを紹介してございます。ここは御覧いただければよろしいかと思えます。こういったやり方で計算をしております。ただ、そこでも8ページの例えば右上の方、農作物共済のうち収量補償方式の場合に共済金額イコールという計算式がございしますが、引受割合は7割から9割でございますが、これは注にありますとおり一筆方式をとれば7割、半相殺方式をとれば8割、全相殺方式をとれば9割というふうに、どの方式をとるかで引受割合ともうしましょうか、いわゆる補償割合でございますがこれも決まってしまう。この辺りも自由にならないかという声を我々聞いておるところでございます。

次に9ページでございます。9ページは掛金率についてでございますが、共済金額に掛金率を掛けたものが共済掛金になるということでございまして、これは基本的に過去の被害率に基づいて計算され、組合等の区域ごとに設定されるということでございます。その掛金の内、大ざっぱに言いますと約半分、具体的には9ページの右の表にあるとおりでございますが、国庫から補助がなされておりました、従って農家の負担はその残りの部分、残りの半分が農家の負担であるという仕組みになっております。これはとにかく農業災害が一般の火災保険、自動車保険に比べてやはり被害率が相当に高い現状もございまして、そういった中で農家の負担軽減という観点から、国庫負担するという仕組みがとられているところでございます。

次に10ページでございますが、これは具体的にその損害が発生した時に共済金が支払われるまで損害評価という手順がございまして、水稲共済を例にとりまして、どういうふうにするかということを書いております。三段階制が基本でございますので、損害評価につきましても各段階ごとにそれぞれの段階で共済金の支払に責任を持っておりますので、それぞれの段階で損害評価をするという形を取っております。基本的には、農家から「損害が発生しましたよ」という発生通知があることが大前提でありますけれども、水稲の場合には、収穫の前に田んぼに稲が生えている段階で、まず組合段階で損害評価員、これは共済組合の職員とは別に損害評価員として全国約16万4千人ほど委嘱しておりますけれども、損害評価員が検見の方法とっております、いわゆる目で見てほしいの収量がどの位ということを見る悉皆調査をします。その後、その不公正がないように、バランスがとれるようにということで、組合段階でも一定数のサンプル調査を実測も含めて行いまして、組合の中で地区間のアンバランスが出ないように調整をいたしますし、連合会段階でも同じように県下の組合間でアンバランスが出ないように調査を行って調整を図ることにしております。その上で、国の方では、農林水産省統計情報部の統計データもございまして、それと照らし合わせて間違いはないかどうか確認した上で損害高が確定し、そして共済金が支払われると、そういう仕組みをとっているところでございます。

11ページから今度は実績のデータを御紹介しております。まず、11ページは引受状況でございます。最新のデータとして平成12年産のデータを紹介しておりますが、延べ加入農家数は309万戸であります。共済金額総額で約3兆円、それから共済掛金の総額約1,500億円弱でございます。具体的には右の表を御覧いただきたいと思っております。ここで蚕繭共済というのが農作物共済の下に入っておりますが、これは前回平成11年改正で、実はそれまで蚕繭共済は独立しておりましたけれども、11年改正によって今後畑作物共済に統合されるということが決まっております。13年産の蚕繭からは畑作物共済の中に入る訳でございますが、12年産までは一応統計の整理としては独立した形でございます。

12ページは引受率を年を追って見たものでございます。そこにあるとおりでございます。農作物共済なり家畜共済の内でも大家畜のものについては高い引受率、それに比べて肉豚なり果樹なりは引受率が低い水準で伸び悩んでいるのが実態かと思っております。

次に13ページは共済金額の推移を示してあります。共済金額、先程平成12年のデータで約3兆円と申し上げましたが、共済金額は大災害が起こって全損の場合にこの額まで共済制度としてみますという額でございますけれども、最近徐々に減少して、平成12年産は約3兆円になっております。これは何が減っているかと申しますと、水稻の部分がずっと減ってきておる訳でございます。これは生産調整がずっと強化されてきたことの影響が出ているのではないかと考えているところでございます。

次に14ページでは共済掛金を紹介しております。先程申し上げましたように、12年産の共済掛金全体で約1,500億円弱でございますが、約半分が国庫負担であり、残りの半分が農家の負担でございます。右の表で1戸平均なり10アール当たり、1頭当たりの平均のデータも示しておりますが、例えば、その家畜共済の中で乳用牛ですと一戸当たり約70万円に近い水準、肉豚ですと約182万円ということで、かなり高い掛金負担、農家の負担がそれだけあるということでございまして、従って、負担の大きいところについて、畜産農家についてはその掛金負担を軽減するような方法がないであろうかと、そういった声も聞いておるところでございます。

次に15ページは共済金の支払状況でございます。これは裏を返せば災害の発生状況ということも言える訳でございます。最近では特に平成5年大冷害でございまして、水稻を中心に合計で約5,500億円という共済金を支払ったところでございます。一方、昨年は幸いにして全体では災害の少ない年でございまして、約1千億円弱の支払になっております。その中で文章でもちょっと触れておりますが、家畜共済につきましても、これは自然災害の出方によって増えたり減ったりするという、そういった面もない訳ではないんですが、それ以上に病気になった時の獣医さんの診療を受けるとか、家畜の死亡に対して共済金が支払われる。そういった共済でございますので、これは自然災害というよりは毎年ほぼ一定の額の共済金が支払われている状況でございます。

次に16ページでございますが、無事戻しという制度がございます。農業災害補償制度、これは基本的には掛け捨てでございますけれども、被害が殆どない、ごくたまにしかないというところもありまして、掛金を払うばかりで見返りが少ないといったこともありますので、この16ページの右上に簡単に制度を紹介してありますが、直近3年間に被害がなかった、その共済金の支払がなかった場合に、払い込んだ掛金の一部を組合等の総会等の議決が必要な訳でございますけれども、被害がなかったということで戻すという制度がございます。参考までに16ページ左下に水稻の例を入れておりますけれども、11年度は約125万戸の農家に対して合計52億円の無事戻しが行われているところでございます。

17ページ以降は組織の面でございます。農業災害補償制度、最初に触れましたとおり三段階で実施しております。一番農家に近いところに農業共済組合あるいは市町村が一部事務組合ということで実施しておる訳でございます。17ページは法律上の根拠といえますか、法律上の位置付けといたしまして食料・農業・農村基本法では、共済に限らず農業関係の団体全体について言えることとして、38条に効率的な再編整備をやりなさいというふうな条文がありますが、それを受けて作られた食料・農業・農村基本計画では、特にその農業共済団体につきましては、農業の担い手の育成、それから農業経営の安定、そういったことに果たす役割を強めつつ農災制度の円滑な普及定着に向けた取組を効果的に展開できるようにしましょうといった整理をしているところでございます。それから農業災害補償法上は17ページのその下でございますけれども、農業共済組合というのは共済事業を行う団体で、法律上の根拠のない事業はやってはならないということになっておりまして、基本的には今まで御紹介してきたような農作物共済から家畜、果樹、畑作、園芸の各共済をやっている訳でございます。それとともにもう一つ任意共済というものを実施しております。これは注にありますように具体的には建物共済と農機具共済を実施しているところでございます。任意共済につきましては、政府は再保険をやっておりません。先程三段階で御説明しました政府の特別会計が再保険をやっているのは園芸施設共済まででして、任意共済につきましては政府は再保険をしておりません。それから任意共済につきましては掛金の国庫負担もございません。その意味では任意共済は文字どおり任意でございます。国の関与、国庫の補助、そういったものはないということでございます。

次に18ページでございます。農業共済組合、一部事務組合を含めまして一番上にありますとおり、合併をどんどん進めておりまして、平成13年には全国で350の組合数でございます。ちなみに昭和40年には3,700を超える組合がございましたので、この間に10分の1以下に減ってきている訳でございます。この合併を進めてきたのは事務の合理化、ひいては農家の負担の軽減に資する訳でございますけれども、そういった観点からずっと合併を進めてきた訳でございます。18ページの下の方にありますとおり、現在ではかなり広域の組合、複数の市町村をエリアに持つ組合が殆どということでございます。例外は離島とかやむを得ないところを除いては広

域組合になっているところでございます。

19ページは職員数の推移でございます。農業共済組合につきましては合併を進めるとともに事務の合理化も進めるということで職員数も減ってきておりまして、最新のデータでは9,831人と1万人を切っております。それから19ページ真ん中に(5)として業務費という欄が設けてあります。団体の業務費が993億円、うち職員の給与について592億円という数字を紹介しております。業務費というのは給料、人件費、それ以外は庁費、旅費といった部分でございますけれども、組織の合理化が進んで職員数が減っていく中でかなりこの額も減っております。それから19ページの下にはそれに変えてコンピューターを使いました機械化が進んでいるという紹介をしております。20ページでは農業共済関係の予算を紹介しております。これは、大きく二つの点で国からお金が出ております。一つは共済掛金の国庫負担金でございます。これが13年度予算では741億円でございます。先程共済掛金全体で1,500億円ほどと申しました。その半分に当たるものがここに予算化されている訳でございます。もう一つ事務費負担金というのがございます。13年度予算では535億円でございますが、この事務費負担金が共済組合なり連合会の人件費なり、その業務に必要な費用として国から出ている訳でございます。これは元々農業災害補償制度に基づきます農災事業、本来国がやってもしかるべきところを災害の発生の仕方も地域によって非常に特徴がございますので、地域ごとにキメ細かくやるということから共済組合という組織を作って事業を実施する。そして共済組合には他の事業をやらせずこの農災の事業だけをやることとの関係で、人件費を中心とした事務費負担金についても税金でみるということで、ずっと措置されているものでありまして、この二つが共済予算の大半でございます。13年度予算、共済関係全体で非常に覚えやすい数字なんです。1,313億1,300万円でございますが、今申し上げました掛金の国庫負担と事務費負担金でその殆どを占めているのは20ページの表にあるとおりでございます。

以上が資料3制度の現状でございます。関連するところもございまして、引き続き資料4、資料5まで一気に説明させていただきまして、その上で御議論を賜りたいと思っております。

資料4は「農政の変遷と農業災害補償制度の対応」ということでございます。これはポイントだけに留めたいと思っております。1ページ、戦前はこうだったといことを簡単に紹介しております。法律としては中程の欄にございまして昭和4年に家畜保険法ができました。それから、昭和13年に米麦について農業保険法ができました。戦前からこういう形で共済、保険がやられておりまして、今の制度となりましたのは、2ページ、昭和22年の農業災害補償法の制定からでございます。この時には、水稻、麦、蚕繭、家畜が対象であった訳でございます。その後、農政の大きな流れといたしましては、2ページの下の方にあります昭和36年に農業基本法が制定されまして、そこで、選択的拡大の推進、畜産や果樹の方にもということも謳われた訳でございます。それから、3ページの方になりますと、例えば、昭和44、45年頃からに米が

過剰になってくるということで、生産調整が始まったりしております。あと3ページから4ページにかけてその時々動きがございまして、それに応じて農災法もかなり頻繁に法律改正をして、例えば果樹共済を作ったり、家畜共済をテコ入れをしたり、いろんな取り組みをしております。5ページには昭和から平成の時代になりまして、平成4年には新しい食料・農業・農村政策の方向、この辺りから農業だけではなく食料、農村というものを一緒に考えることがはっきりしてきておりますけれど、そして、平成5年にはガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意がございました。一方、平成5年には、先程も触れました大冷害がございまして、農業災害補償制度が大変に役に立ったということもございました。最近では6ページでございます。平成9年に新たな米政策大綱、平成10年に新たな麦政策大綱などを経て、平成11年に新しい基本法である食料・農業・農村基本法が制定された訳でございます。同じ時に、直近の農業災害補償法の改正を11年に行っています。そこでは新しい基本法の思想もある程度踏まえておりますし、また、新しく麦についてどうするというところで麦の災害収入共済方式を導入したり、組織的にも二段階制を導入するといったこともございました。その後、今年の8月30日に、当時、経営政策大綱という名前がよく縷々されておりましたが、正式には「農業構造改革推進のための経営政策」というものを農林水産省として打ち出しました。今後の経営政策、今の基本法に基づきまして各般の施策を講じていく訳でございますが、今後の経営政策の中で、一つには構造転換に取り組む経営の価格変動リスクを軽減するためのセーフティネットを作る、いわゆる経営所得安定対策とマスコミ等から言われているものでございますけれど、それを宣言すると同時に、農業災害補償制度につきましても6ページ左下にもありますとおり農業経営マインドの醸成、あるいは制度の効率的・安定的運営、そういったことに資する観点から農災制度そのものについても検討すべきではないかと、今年8月に出しました「農業構造改革の推進のための経営政策」の中でも宣言している訳でございます。本日のこの検討会の立ち上げというのも、この平成13年の経営政策の中で農災制度について検討するのだと言い、その具体化として皆様方に参画を願って立ち上げた次第でございます。

続きまして、資料の5の検討の視点でございます。まず、横長の1枚紙で「検討の視点」を御説明したいと思っております。これは事務方として、この検討会でこういう視点からの検討をしてはいかがでしょうかという御提案でございます。右上の方からスタートする訳でございますが、我が国農業の特質といたしましては、自然災害が我が国の場合は特に起こりやすい地形でもございますので、自然災害があるということは、所与の前提とせざるを得ない訳でありまして、これまでも農業災害補償制度が農業災害対策の根幹として大変に農業経営の安定に寄与したのではないかという自負を我々は持っているところでございます。上の左に参りまして、最近の我が国農業を巡る情勢はかなり変化しております。例えば、耕地面積、農家戸数など、農災制度の立場で見ますと共済資源となりますが、例えば面積はかなり減少傾向にございます。その中

で、麦、大豆、特にこれは転作とのからみもございませうが、麦、大豆について力を入れようという農林水産省全体の方向もございませう。したがいまして、麦や大豆について農災制度としても、農業者の声にもっと耳を傾けて、より良い制度はないのか、ニーズはないのか、特に気を付けておく必要があるのではないのかと思つてゐる訳でございませう。それから、経営規模の拡大も進展してきておゐませう。畜産につきまして掛金の負担が多くなつてゐるというデータを申し上げましたが、あれは言葉を換えて言えば、大規模な畜産、多頭化と言ひませうか、経営が大きくなつてきてゐるということに伴うものでございませう。それから、施設園芸についても大型化が進むということもございませう。規模拡大の進展によつて農災制度についてはどうなのか、何か見直す点がないのか、その辺りも考へてはどうかというふうにおもうところもございませう。次に高品質に対する市場ニーズの定着と書きました。もう量さえとれば良いということではなくて、米にしましても1等米、2等米が話題になるようになっておゐませう。その中でも高品質でないと売れないということで、例えば米について私どもの統計組織も、また、私ども農災も、ふるい目は1.7mmとなつてゐませう。実際にはもっと大きなふるい目でふるつてゐる訳でございませう。それでふるつたものが市場でも歓迎されてゐるということがあるのではないかと、こういった実態を踏まえて農災制度として何かできることはないか、ということも必要ではないかと思つてゐませう。担い手層、今後我が国農業を中心となつて支えていってやらなければいけない担い手層ほど、大きな経営リスクを抱えてゐませうので、こういった層に特に期待される農災制度でなくてはならないのではないかと、そういうこともございませう。農政の展開方向は、資料の4でも触れたとおりでございませう。最近の動きとして平成11年に新しい基本法ができました。それを踏まえて平成13年には新しく今後の経営政策、構造改革を推進することも踏まえて、新しい経営政策をやる、そしてその経営政策全体を見直す中で農災制度についても経営感覚の醸成、制度の効率的・安定的な運営、そういった観点からの見直しをする。一番最初に申し上げましたとおり、基本法の31条で災害対策は必要であるということはおそらく異論がないところではないかと思つておゐませうが、その中でより良い制度としてどういうものがあるのかを検討したいと思つてゐる次第でございませう。右に参りまして検討の視点として、担い手農家を始めとする農家の経営感覚が生かされるような制度を考へてみてはどうでしょうかと、その意味で、現在の制度はどうしても画一的になつてゐる面もございませう。伝統的にそうであつたこと、事務的に処理ができないなど色々な背景で、画一的になつてゐませう。そこを一步でも農家の判断、農家が自ら選択してメニューを選べるといったふうにはいかないだろうか、あるいは生産の実態、流通の実態をみまして、先程の水稻について品質をみたらどうかということもそうですし、畜産の世界でも色々あるかと思ひませうが、実態を反映した新しいメニューなり、補償の在り方なりを考へられないかどうか、そういったことを御議論いただけたらと我々としては思つてゐるところでございませう。それと併せて、新しい物を考へる際には当然のことながら、制度の効率的・安定的な運

営が不可欠であろうかと思えます。13年度予算でも1,300億円計上しておりますとおり、かなり税金も使われております制度でもございますので、そこは新しい制度を考えるに当たっても、効率性、また、保険の仕組みをとっておりますので安定性も踏まえて、昔からの課題でもあります事務の簡素化、合理化もできるだけ進めるべきではないか。そういった観点から具体的にどういったことが考えられるか、その辺りをこの検討会の御議論として明らかになっていけば有り難いと思っている訳でございます。最後に右下に経営所得安定対策との関係の整理ということがございます。資料5の最後のページをお開きいただきたいと思えます。5ページの5として経営所得安定対策との関係の整理という項目がございます。何かと申しますと今年の8月に農林水産省が出しましたいわゆる経営政策大綱の中でもセーフティネットとして経営所得安定対策を検討するといっております、そこで保険方式などを使ったもので検討するとなっております。そうすると農災制度との関係がどうなるというのが出てくるものと思われます。従って新しくできる経営所得安定対策と農災制度とは関係を整理しなければいけない。ということ今年8月の経営政策の中に触れておる訳でございます。資料の5ページに8月の経営政策大綱を受けまして、今、省内で経営所得対策の検討をやっておりますが、まだ今この時点でその成果物はこれですというようにお示しできるものはできておりません。まだまだ内部検討の段階でございます。考え方といたしましては、5ページの中程(1)にございまして、農災制度は台風とか冷害とかの災害が起こった時の補てんである。一方で新しく検討しております経営所得安定対策というのは市場価格が変動する、つまり需給事情なり、品質なりを理由にして、農産物、米でも何でも市場価格が動く。それによって影響が出た時に対応するのが経営所得安定対策である。災害対策か市場価格の変動によるものかという、そこは全く性格が異なっておりますので、その意味でははっきりと両者は分けることができます。基本的には競合関係がないと考えられる訳でございます。頭の整理としてはそうなるのではないかというふうに思っておりますが、それでも新しい制度ができましたら重複してくる面があるかもしれない。また、農家から見ても同じような制度に見えるかもしれない。そこは、両者がお互いに適切に機能分担、役割分担ができるような方向でちゃんと整理をしないといけないということになっていく訳でございます。従って、その整理というのは役所としてもやらなくてはならない訳でございますが、5ページの(2)でございます。また、現時点では経営所得安定対策が具体的にどのような仕組みにするのかは調査・検討している段階でございます、全く具体的な姿、形が見えていないという状況でございますので、現時点では考えても仕方ない訳でございます。将来、経営所得安定対策の姿が見えてきた時点で、必要に応じてこの検討会の場でも御紹介をし、どのような整理をされるのか、両者相まってお互い経営政策の今後の重要な柱でございますので、どういう関係になるのかということ併せて検討する必要があるのではないかと思う訳でございます。今のところこういう論点が、早ければ来年辺りで出てくるかもしれないという程度でございます、

一応論点が将来あるということの紹介をするしかないかと思っています。あくまで、この検討会では農災制度そのものの検討をどうするのかということを進めていただきたいと思っている次第であります。以上事務方からの資料説明を終わりたいと思います。

座長 ここで、休憩をいたしたいと思います。

(休 憩)

座長 これより再開いたします。

保険課長 再開に先立ちまして、冒頭、遠藤武彦副大臣が国会さえ許せば、こちらのほうに来たいと申し上げましたが、先程連絡がありまして、なんとも都合がつかないので、やむなくこちらには今日来れないということでございます。

資料6ということで検討会のスケジュール(案)をお手元にお配りいたしました。これは事務方として、今後こういうふうに進めていったらどうであろうかと考えているところでございます。本日は第1回ということで現状を御紹介する、それとともに今、こんな課題を聞いていることも捕捉で申し上げました。その上で検討の視点、事務方としての視点のアイディアを申し上げました。今後、月に1回ぐらいのペースで開催したいと思っておりますが、第2回、本日と御自由に御議論いただきまして、その上で具体的にこの検討会としてはどういう項目を検討するのか、検討の土俵を第1回、第2回である程度作り上げてはどうかと思っております。それを踏まえまして年が明けましてから、例えば、第3回から5回をそれぞれ各論ということで第3回は果樹・畑作・園芸施設共済について集中的に議論をしてはどうか。第4回は家畜共済、第5回は農作物共済というように各論を議論してはどうかと考えております。現地視察を検討中と書いてございますが、これは具体的なアイディアがある訳ではないのですが、各委員の中で実際に農業の現場で、農業共済組合はどういうふうな活動しているのか、どのような役割をしているのか、農家との関係、農家からして見ますとJAがあり、普及があり、共済があり、いろいろなふうになるのかも知れませんが、農災制度を検討するに当たって、実際現場ではどのように活動がされているのか、短時間でも見に行くようなことがあってもいいのではないかと考えております。御要望もございまして、希望者だけとなろうかと思っておりますが、事務方の宿題として考えたいと思います。このような各論を5回目までで済むかは、今回と次回の議論による訳ですが、先ほど座長の方から皆様の御了解をいただきました実務者検討会というものを3回程度開くことになろうかと思っております。従来も農災制度改正の度に、このような検討会で大きな方向からの議論をいただきまして、そこから出てきたものを今度は制度設計ができるのか、うまく実務として運用できるのか、それを別のメンバー、農災制度の現場に詳しい方に別途、実務者検討会ということで別の組織でもって検討をする。その間は皆様方のこの検討会はお休みということになります。実務者検討会で実務的

な面で実施可能かどうか、そういった検討をして、その上で来年秋位になろうかと思いますが、今度は、実務者検討会の検討結果も踏まえた整理にもって行ったらどうかと考えている訳でございます。もちろん、この頃までに経営所得安定対策といものが出来ておれば、それについて御報告し、必要に応じて検討いただくことになろうかと思えます。とりあえず今のところ第1回目と第2回目の自由な御議論でもって、この検討会としての検討の土俵を決めて、その上で年明けに各論の議論に進めてはどうかと思っている次第でございます、この検討会に御提案申し上げる次第でございます。以上でございます。

座長 有り難うございました。それではこれから質疑あるいは意見交換を始めたいと思えます。どなたかでも結構でございますけれど、とりあえず純然たる質問と言いますか、今までの御説明の中で、これから話を進めるに当たって、是非ともここだけは確認しておきたいということがございましたら、どうぞ御発言を頂きたいと思えます。どうでしょうか。

委員 資料ナンバー3の7ページになりますけれども、引受方式の関係で上から3行目位になります、全相殺方式の関係については、私若干意見は持っていますが、今は質問ということですので、要望しておきたいと思えますが、全相殺方式というのは、かなり条件が厳しいとか色々あります。それは今発言申し上げませんが、そこで、農林水産大臣が指定する場合の基準と言いますかですね、それを一つ次の会議の時にでも資料として出してもらいたいということが一点と、それから、一筆方式とか半相殺方式とか全相殺方式とかある訳ですが、現状は大体どういう割合であるのか次の会議でもお願いしたいと要望しておきます。

座長 それはよろしいですね。ではお願い致します。他の方がいかがですか。それでは御意見を述べていただく中で、質問等ございましたら出していただくとしまして、それでは御感想でも結構ですし、あるいは御意見でも結構ですし、どなたからでも結構でございますからどうでしょうか。

委員 私どもは農業者としまして、こういう時代に、あまりにも同じような組織がありすぎるといことで、土地改良があり、あるいは共済があり、その上に農協があり、我々はあらゆる組合に加入している。こういう非常に農業が特にそうですけれど、大変な時にですね、皆が各々の組織に加入しているという非常に不経済である。それはやはり将来はですね、そういうことを考えながら行政なり指導していかないと最後には我々農家を守るために行政がですね、農家が潰れて行くという状況になりかねないといことで、私は非常に将来を心配していますが、WTOの問題を皮切りとしまして、益々我々農家が大変な時になる。そういうことを知りながら進めて行くということも大事じゃないかなというように思えます。

それと、今度は単刀直入に言わせてもらいますと、今、全国の我々の仲間から色々意見を聞いたりして見ますと、今までの共済は非常に貢献されたというふうに思っております。今までは。ところが、最近になりますと、色々の大型農家あるいは法人

化組織になってきますと、この掛金そのものよりもですね、必要でないという意見が強めに出てきているということはおそらく事務方の方々も十分承知のはずでありまして、そのためにこのように任意にしていますね、さらにメリットを増やすためにメニューを増やしていくというような意見も聞かれているはずでございます。こういうことを私は、やはりこれからの稲作は、先ほど局長が冒頭に言われました「価格は市場に、それから所得は何とやら」というふうに言われたのですが、そのとおりでございます、やはり自分の経営は自分で守って行くということで、できれば、稲作においては、メニューをもっともっと一杯作ってもらって、自分たちは自由に選択をして参加をして行くということで、この共済制度を更に充実して行く拡大して行くことが急務です。巷ではもう大批判です。強制加入、当然と言っていますが、我々から見ると強制加入と言っていますが、これをやはり選択できる、好きなところに加入できるということを希望している訳ですが、その方向でこれからもですね、来年に向けて協議の場にしていただきたいなということ、私は今日よろしくお願いいたします。

座長 有り難うございました。

委員 家畜共済掛金のことで御報告したいと思うのですが、僕たちの共済では、1,500tとか搾っている人になると掛金が500万円単位を超えちゃうんです。家畜というのは、種付けと病気の治療したら、ある人はもう家畜共済を止めて個人営業のお医者さんにぼっと変わっちゃった訳です。こういう大規模農家がそういうふうにとんどん変わって行くと、底辺の人口が減って、大げさに言えば共済事業が成り立たなくなってくる。そこまでは行かないのかもしれませんが、そういう動きがちょっとあるのと、僕は色々考えてみますと、人工授精とか病畜の治療は仕方ないけれど、病気で死亡する原因は分娩後1週間に限られているのです。後は乳房炎とか繁殖障害は覚悟してそれは肉に出すと、だけど一番困るのは、分娩直後、搾乳しようとする時に死ぬのが一番困る訳で、例えばその期間の共済とか、低カルシウムといって分娩直後カルシウムが血液から出すんですけど、それで足らなくて、骨から出すことによって牛が倒れてしまう訳なんです。それが僕の家では、死亡事故の7、8割までになっているから、極端に言えば他の病気は共済加入しなくても良いという感じで、ちなみに僕の家では500t位搾っているのですけれど、それでも共済掛金は160万円位になるのです。1,500t位搾っている人は500万円で、収入が多いから良いだろうという理論にはならないのです。金額を見て、加入を止めて個人営業へ行って、死んだら仕方がないという風評である。特に若い人はそうなんですから、ちょっと、色々制度を考えて検討していただきたいと思うのです。

座長 有り難うございました。他の方がいかがでしょうか。

委員 こういう場に参加させていただいているということで、大変勉強させていただくつもりで参った訳ですけども、私も農業に関わって参りまして20年位になる訳ですけど、その中で気が付いた点ということで話をさせていただく位にしかならないと思いながら今日は参りました。

その中でも、NOSA I で今年度から事業検討委員会を立ち上げまして、私もそれに参加させていただいています。その中で、全体的な委員会の中での意見としましては、農災制度は完全に必要であるということで話がありました。その中でも、補償内容をもう少し充実して、最低でも2割からの補償をして欲しいという意見が出ております。先ほどの委員がおっしゃっていたように農家の経営に応じた保険のメニューを多く考えていただいて、農家が自由に選択できるような内容にして欲しいという意見も出ていました。

また、農災の内容がなかなか理解できないという点で、その農災の専門用語が多く使われておりますので、農家自体が完全に理解できないので、分かり易い資料を作って勧誘に当たって欲しいということも出ています。

後、個人としては、水田の基盤整備が多くされまして、その反別も大きくなっている訳ですね、その中で3割足切りというのは、大変苦しいところでありますので、先ほど言ったとおり、足切部分をもう少し緩和できるような対策を考えてもらいたいというのがあります。

座長 前段の話はある程度皆さん方で話し合いをされた結果の御報告をいただいたということですね、個人としてとおっしゃったのは、委員御自身ということですね。
委員 はい。

座長 ところで選択の問題については、個人としてはどんなお考えですか。

委員 水稻の場合は一筆方式ということで、水稻の場合は減反があるということで、その被害…… この場合は、水稻の場合のように果樹も一筆方式にできるような政策を講じてほしいという意見がありました。私は果樹もやっていますので、そういう点を見ますと、果樹の場合は、特定危険方式の3点方式に入っていて、片方の被害だけでは該当にならない点を考えてもう少し緩和してほしい点があるとの意見が出ていました。

座長 分かりました。なお、事務局の方で返事をして欲しいということがありましたらおっしゃって下さい。とりあえず、今日はなるべく事務局は専ら聞いてもらう役にしてもらい、次回以降に発言してもらおうと思っています。

委員 なかなか言葉にはうまいこと言い表せなくて理解していただくのには難しいかもしれませんけど。

座長 こちらには専門家が揃っておられますから大丈夫ですよ。

委員 よろしくをお願いします。

座長 今、海野委員がお着きになられましたので、課長から御紹介頂けますか。

保険課長 海野委員が只今到着されましたので、御紹介申し上げます。

委員 今、果樹の話が出たのですけれど、農家の引受方式の選択ですけれども、これは経営安定と競合するのかも知れないんですけれども、評価の方法ですね、組合の仕事が煩雑で忙しいと事務的に、その場合、将来的に、今は殆どの農家が青色申告を行っておられると思うのです、農災制度に加入しておられる農家であれば、殆ど、そう

いう形でなければ経営が成り立たないということがありますので、客観的な税金申告資料で評価という形はできないものかと思うのです。

座長 これはどうですか。今日、今お答えいただいた方がよいですか。そういうことができないかということですね。

保険課長 今おっしゃられた点は私どもも重要な、これから先の農災制度を考える上でものすごく重要な点であると思っております。つまり、基本的に収量方式をとっているのもどうやってその収入なり所得を把握できるのかという実務面でのネックがかなりありますので、それでなかなか収量方式に変わるものがないものもありますので、青色申告の活用であるとか、それも一つの手法だと思えます。それも含めてそういった形でのデータの把握。まさに果樹について経営安定対策もあり、農災制度がありということがありますけれど、そういったものができるようになった時にどう仕分けするのか。これからの重要な課題であると思っておりますので、果樹共済をどう考えるのかという中で改めて詳しく伺いながら、この場で御検討いただきたい、我々も知恵を出していきたいと思っております。

座長 分かりました。他の方がいいでしょうか。

委員 委員からも話が出たんですけど、今、共済離れというか、資料にも幾つかあるんですけど、繁殖でも多頭飼育の畜産がすごく増えています。その中で共済掛金が高くて、1頭2頭死なせても共済掛金を掛けるよりも民間の医者にかかった方が良い。そして共済がサラリーマン化している。獣医、共済組合がサラリーマン化してきたから、24時間体制で持っていけるような状態でないから、牛の分娩も土曜日の夜、日曜日の夜とか、そういう時に人間と一緒に重い病気に罹る、そういう時の対応が必要になってきたので、そういう時に共済に対応してもらうのにどこに連絡したらよいか分からない。日曜日でも、そうした時に民間に連絡したらすぐ来てくれる。だったら、共済掛金を掛けないで、民間で即お金を払って1頭2頭払うお金の方が安くつくよっていう話が今出ています。だから、今さっき 委員からおっしゃったように若い人は本当にそういうふうにして離れて行くのではないだろうかという不安です。

それともう一つ、多頭飼育が増えて自分で治療します。薬をやったりとか、そういう中で、薬屋さんに行った時に要指示という薬が医者の証明がないと貰えないのです。自分たちがその薬を買いに行った時には、その指示のお金を取られるのです。そういう時に共済に行った時に獣医さんが証明を出して欲しい、保険が一杯余っているのだから、そう思うのです。共済が一杯あるのだから、共済を頼めば良いじゃないという話をしたら、何時来るか分からない。こんなに多頭になったら、僕の家には1日に2回ほど獣医を頼まなければならない、そしたら、毎日誰か留守番をして、この牛が病気なのだということを待たなければならない。そういう時間が勿体ないから自分で薬を与えてやっているのだという意見なのです。それと掛金を一杯掛けて、多頭飼育の方々は診療点数も一杯余っているのだけれど、もうその時間が勿体ないから自分で管理

して予防して、一所懸命努力する。でも、本当にほったらかしという悪いけれど、そういう管理もしないで死んだらお金を貰えるという人もいる。分かり難いかも知れないけれど、私も、検討委員会に出るということで、私も私なりの意見、また、多頭飼育の方にこういう会合に出席するけれど、多頭化してどう思っているかという意見を伺ってきたところ、獣医を1日2回も3回も頼まなくてはならない時があるから、自分でやるので要指示というのは共済の獣医でそういう証明を出してくれば、薬を買いに行ったらただで貰えるけれど、自分が買いに行ったら、要指示の診断料もお金が取られるから、そういうところをNOSA Iの方で見て貰えたらという意見も出ました。

座長 非常に具体的なお話を出して貰えて有り難いと思います。他の方がいかがですか。
委員 今後の検討課題ということで、要望として、やるべきだと思いますが、第1点は評価方式というものを変えて行かなければならないと思います。さっき説明があった中で16万4千名の評価員が居るということですが、この辺りは評価の方法も変えながら、これではなんといっても多いではないかと私は思う訳ですね。それでさっきも質問した訳ですが、全相殺方式とのかかわりの関係です。是非ともこれは検討課題ではないか。私どもの事を言ってなんですが、私どもの地域は全て全相殺方式で行っております。これはまた、議論の中でも発言したいと思いますが、是非とも課題に挙げて貰いたい。

それから、検討の視点の中でも出ておりますし、説明もあった訳ですが、一言、高品質のもの良いものを作らなければならないのは当然であります。最近、稲作の生産調整の中で、麦が非常に多くなっておりますし、これから麦なり大豆というものが多くなって行かなければならない。そういう中で、さっきも説明の中でありましたが、米については1.7mm、現実には1.7mmの篩でやっている農家は1軒もない訳です。それから、大豆、麦がこれから作っていく場合に、粒のままで金になるというものは非常に少ない訳です、ということは品質が悪いということで、米の関係もですけど、収量方式では、麦作、大豆作というものがなかなか難しいのではないかというように思う訳です。私としては、その評価方法の検討、さらには品質のものをどう入れていくかということをして是非とも検討しなければならないという感じがしております。

座長 有り難うございました。他にどうぞ。

委員 自分自身農家代表ということで、かなり不安に思っておりますが、園芸施設共済の制度化というのは先程説明がありましたように、昭和48年から53年にかけての制度化ということで、若干スタートが遅れております。そうした中で、色々矛盾点を私なりに感じておりますが、やはり園芸施設共済は、全国地域格差で矛盾点も違って来ようかと思っておりますが、私の意見を含めましてお願いしたいと思っております。

先ほど言いましたように、園芸施設共済の制度化が遅れているということで云々ですが、先程 委員からも言われましたように、園芸施設の損害評価が合理化というか敏速化、もし損害があった場合に対する敏速化をできるだけスムーズにお願いした

い。と言いますのは、台風等で施設に被害があった場合には、いち早く評価を受けて修理にかからないと内作まで傷んでしまうということですので、そうした評価の敏速化、合理化ができたらということと、それから、今後の課題で結構ですが、本日の要望としまして、共済金額が、施設園芸の場合に4千万円を超えた部分に対しては掛金が農家負担となります。そうしたことで施設園芸は大型化しております中で、この4千万円をもう少しアップしていただいて、国庫補助を50%いただけたらという感じがしております。

そしてまた、個々の災害につきましても、色々矛盾がありますが、生理障害的なものについては共済対象にならないとか色々あります。施設については、今問題になりますのは、耐用年数によってどんどん評価が落ちていく、それに対する掛金も安くなっている訳ですが、万が一被害を受けた場合には、幾らも出ないではないかというのが、加入者の不満でございます。それを若干の掛金が上がっても、新価補償にしていたらと感じております。これも先ほど言いましたように、施設園芸に対しましては、全国各地若干地域差がございますので、私の意見としてお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

座長 有り難うございました。

委員 私は農協青年部の役員をやっておりまして、事前に組織討議等で意見交換をしてきた中で、3点ほどまとめてきましたので、御提議させていただきます。

今、畑作農家の現状は大規模化が進んでおります。その中で、集約作物と言われている青果、蔬菜が畑作農家もずいぶんスポイルされてきておりまして、ただこれも収穫作業機から植付作業機の進歩で従来ほどの高収益作物ではなくなってきた。もっと言えば農業所得を上げるための集約作物の導入が、結果的には、農家所得を目減りをさせてしまっている現状というのが深刻です。共済制度の中では青果、蔬菜の価格安定対策という部分は出ておりませんので、現場ではもっと早く取り組んで欲しいという声はずいぶん前からあったのですけれど、是非今回の農災の検討委員会の中でも青果、蔬菜の安定対策の部分について、この補償をどうかテーブルの上に載せてほしいという意見が一つです。

もう一点は、稲作の委員からも出ておりますけれど、農家の加入の選択の幅、ニーズが今多様化となっております。畑作物共済についても、根菜類は入らなくても良いけれど、豆は入りたいとか現場の声はあります。母集団を相当数確保しなければならないという名分はあったにしても、作物ごとによって危険率というのは、年によってもそうですが、麦は任意加入ではありませんけれど、どうしても豆類の方になりますと、今現在災害収入共済方式を検討というお話もありましたけれど、豆は危険度が高い、根菜類は年によっては安定作物だということで、農家の生産意欲というのが、どちらかというところの方に、つまり、あまり共済にお世話にならないような作物にというようなシフトをしてきている。これが、今畑作農家の輪作体系を大きく崩している、麦作に偏重してきている。結果的には稲作農家の転作の麦なんていうのも2次

的要因はあるのでしょうか、将来的に非常に危惧する部分であるというような考えが出されておりました。

三つ目が先ほど課長が一番最後に触れました経営安定対策との整理という点で、組織討議の中でもかなり時間を割いてどうしようというお話がされておりました。そもそも議論の入口として財源をどうするのだろうと、これは今担い手の一番の考えなければならない、あるいは興味のあるところでありまして、既存の共済制度はどうなんだ、改革する、あるいは、改良する余地というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか、そもそもそこが議論の入口なのではというのが、各地区の会長さんから挙げられておりました、私的には、非常にナイスタイミングの検討委員会の選任であったということで、私も緊張しておりますけれど、良い勉強の場というか、良い機会、チャンスを与えていただいて有り難いと考えております。財源の話をする、農家所得を相当数補償して欲しいというのが私たちの根幹の意見ではありますけれど、それに伴う農家自身のリスクというのが相対的に多くなるのであれば、例えば担い手なら多少のリスクを飲むというのがあったにしても、例えばその地区の篤農家と言われている後継者のいない比較的経営の安定した農家にしてみると、果たして経営安定対策の担い手という部分に課するかどうか分かりませんが、地域で持っている篤農家の技術というものをどこかでスポイルできるようなシステムを、単にふるいにかける選別施策ではなくて、農村の、農業地帯の持っている多様なニーズをもう少し汲み取っていただいて、マルチプルな農業政策というのをまず一つ考えて欲しい。もう一つは、選別施策という批判もあるでしょうが、より厳しく、より階層のある、メリハリのある政策をやって欲しいという意見が出ておりました。具体的に持っているものはないことはないのですけれど、時間があるでしょうから終わります。

座長 有り難うございました。

委員 養豚農家というのは、ずっと前は150頭位の一貫経営から、今は1千頭であるとか、2千頭であるとかというような大型の経営まで、種々多様でありますけれども、その中で、この共済制度に百頭の人、1千頭の人、2千頭の人が入っている訳ですが、大型化してくると現場の方の治療からやっても間に合わないと、先ほどの牛の方からも話があったように、予防に変わってしまっている、現場というのが、だから、どうしても治療、共済の獣医さん方であるとか、保険制度そのものが、どうしても治療であると、その辺を予防を認めて貰えるような補償制度にならないかなという意見もあります。

それと豚だけが、国庫負担割合を見ても40%、後のものについては50%であるとか、55%であるとかいうものもございしますが、是非この辺も他の業種に並べて貰って50%にして貰いたいという要望もございします。

それと、引受率の方ですが、なぜ豚だけが全国で見ると14とか15%とかの数字になるが、これが分からない。

座長 次回に答えて下さい。

委員 私はどちらかというと共済制度を好きな方ではなかった。米を作りながら私の見込みと違った共済金の支払を受けたことがございまして、かなりしつこく説明を求めた経緯がございまして、ただ今でもその辺が変わっていないということで、北陸地方は特に米に関しては被害の殆どないところございまして、恩恵を受けている農家、正直言って受けていない農家、当然加入とか強制加入みたいな感じでございまして、その辺のところを皆やっているのか、皆もやっているよという感じでやっておるのですけれど、この度こういう事で、私も何も知らないで出てくるのは失礼ということで、少し担当者に聞いたりしました。基本的には一つには制度そのものが組合組織で、小さい単位で行われている。以前はもっともっと沢山あった。先ほど10分の1位になったというお話でございまして、その辺のところでのそれで良いのか。

実は農業そのものが以前と違って非常に大型化している。非常に大型化している中で制度として、順次改善はされてきているとは言いながらも、先ほどからお聞きしていると、大型化するほど共済離れを望んでいるというのは一体何なのかという気がします。実は私は大型化すればするほどこの共済制度の必要性が実際問題としてあってしかるべきであって、私は法人経営として有限会社として水稻、加工をやっていまして、果たして2割、3割本当に収量がなくなったら会社はどうなるのかという考えを起しますとぞっとするような話でございまして、そんな事に耐えられる共済制度、被害のあった時にとりあえず救ってくれる制度がもっと強烈にないといけなかな、あった方が農家がもっと安心して台風が来るからといって、手一杯のことはしなければならぬのはもちろんですけれど、毎年、毎年、台風のために制度をどんどん自分のやり方を、経営そのものを変えていく、それも必要ですけれど、自然にマッチしていくのももちろん必要なことですけれど、災害はどこでどう起きるのか分からない時の100%の補償というのはあり得ないのかということも私も思っています。検討の視点の中に担い手の経営感覚を生かされる、担い手をどうやっていくのか、担い手と農林水産省が良く使われるのですけれど、これは絶対に今後改革はどうなるか分からないのですけれど、この辺のところを確実にきちんと分かるように表現していただくような話ができれば良いのではないかなと思っております。

先ほどの御意見にもありまして、私も情報不足があるのかも知れませんが、加入農家3百万戸、損害評価員が5%と16万戸が評価している。実際、どのような評価を専門的になさっているのかというのが、私、その当時、疑問に思いまして聞いてみますと、今もそうなのですが、正直言って町内の順番制度みたいなところがございまして、これまた、おしかりを受けると語弊がありますが、実際問題として殆どの方が兼業化されている中で、田圃の畦に立って、本当にどれだけの評価をできるのかというところが、作っている農家が専門家に評価して欲しいというのと、兼業農家がそれを評価しているということが、きちんとした評価ができるのかという疑問、これは米に関してなのだが。もっと情報をきちんと数字に表して行く必要があるのかなと、まあまあ計算で貴方のところは幾らでしたよと、共済の中で、特に米

の中で計算式をきちんと載せてこうなりましたという報告を受けたことがないと思う。これはするのが必要があるのか別ですけど、実際見たことがないのです。そういう観点からも、もっと必要であるということをもっと農家の方々に示していくような形に、そして大型になればなるほど、私はこれに期待したいものがあるというのが今の時点での思いでございます。

座長 有り難うございました。

委員 現場の方で、日頃聞かされている考え方等と当然只今お聞きしたそれぞれの要望事項とずいぶん重なる面があって、非常に今後の考え方の参考にさせてもらえる条件としては最大のものであったという受け止め方をさせていただいている。ただ、最近、加入推進のための労力が非常に大きなものがありますし、そういったものもやはりニーズに応えた制度の改正がいわゆる無言の説明になるのかなという考え方を持っているものですから、この度の改正については、非常に責任もありますし、また、重要なことだと思っています。

それから、もう1点、先ほど共済事業専門用語が非常に多くて分かりにくいという御指摘もあったのですが、私どもの方も常時協力して頂いている、これも共済用語になると思うのですが、基幹組合員をお願いした時に専門用語の解説から始めている位、難しいし、現実にまだ、共済用語辞典なるかなり分厚い辞典も存在しているんですね、そういったことは初めてそういう難しさをこういう場所でも聞かせていただいたので、改めて認識して行くべき責任もあるのかなという思いがいたした訳でございます。

委員 共済制度の改正の検討は、かねがね国もそれぞれの組織でやっておりますし、連合会は連合会という組織で全国的にずっとやっております。なぜ、今日こうやって委員会を立ち上げながらやるのかと、その時私は、所得安定対策と補償対策という組織ができるのかも知れない、できないのかも知れないが、そういう中で、それとの距離感を縮める、あるいは、何か整合性を保つとかの前後の中で議論を進めるのかなと初めは思っていたのです。制度はずっと何時もやっていることだから、何故今頃検討と思ったのですが、今日課長さんたちの話を聞きまして、分かったような気がしますので、今のようないい進め方で行かれるのも結構じゃないかと思えます。

私は、農業共済は災害対策としては、大きな金を一挙に持ち出さずに、所要の時には保護が完成していけるという極めて良い制度である。私はつくづくそう思います。保険政策は、なるほど巧くできているものだなと痛感しているものであります。私はずっと見てますと等しく全農家を対象にして持っていくと、それは選別するという論もあるかも知れないが、等しく農家、今日、農村という中において、農家という一連の人達を、これからの面積はこうだから、ああだからではなく、やっぱり等しく入れて、この政策をやっていく上においては、分母である母集団というものをしっかり確保しておくということ、それが、農村集落営農であるとか、農村公園、農村博物館を作ってみたりして、集落における農家というものを全体を構成しながらやっていかな

いと非常に難しい因子があるのですね、そういう時においても、やはり、農業であっても何であっても保険がなくては業が立って行くものがないと思うのですね、本来は、保険というものは必要であると、共済には入っておかなければならないのであるが、どこかにしっかりしたものがないから、こんな事になると思うのですね。とりわけ、大型農家の人達にしてみるとこんなに大きな金掛けてというような論が出てくるし、大型家畜の人達にはこういう因子のものを除去しようと、こういう様にして、これだけのもので、掛金もこのぐらいにして、この時だけは補てんしてもらおうという様な事を考えていかなければならない。それはやはりメニュー化していかなければならないのではと感じます。

特に私どもでは、麦、大豆を国の政策により県と協力して一所懸命になって伸ばしており、順調に伸びております。引受農家も段々と大きくなっている機会ですから、麦と大豆こそまさに危険作物であるので、共済でもなかったら作るのが不思議だと思う位の作物ではないかと思うのです。こういうのに対して、私が言うように、皆さんが入らなくてはとなっていないのは何故かという時に、麦の災害収入共済方式を導入したのですけれど良かったと思っております。沢山の人も入ってくれましたし、喜んでおります。しかしその中身については、一括するよりも類区分して分けて欲しいとか色々ありますが、水稻では全相殺方式をやらしておりますが、こういうのについても、色々の全部の評価をしなくてはならないのかと、全筆しなくても良いではないか、半分位すれば良いのではないかと、色々なことがあります。そういうものを上手に組み替え直すというか、組立てていけば良いのではないかという気がしています。そういう意味では、各品目ともに災害収入共済方式を入れた方が良いのではないか、災害収入共済方式を入れて処して行くべきではないか、大豆でも私はできるのではないかと思うのです。豆経とかあるから難しいのかも知れないが、大豆にも災害収入共済方式を入れれば、もっと大豆農家も入るのではないかと思うのです。麦と大豆を作って保険がいらないうるあり得ないですよ。こんな危険な作目はないのですから、私は思いながら、自分の県で進めているのですが、皆さんの意見を聞いてみますと必ずしもそうでないのかなという気がします。それと、私は西南暖地における多品目を持っている農業地帯においては、北陸、東北、北海道みたいに単品目、例えば、米と麦と何か一つか二つの品目で所得の9割近くあるというのには、今の保険制度の中で十分だと思うのですが、西南暖地のように1町歩位で、4町歩位の人が多くなってきているのは事実で日本的に傾向ですが、小さい経営面積でやっておるのが実情なのです。そういう所においては、今、私の県では、農業所得といっても平均で百万円前後ではないかと思えます。その百万円前後の所得を補償して行くためには災害収入共済方式で、農家には麦だとか、米だとか、野菜だとか、しいたけだとか、その他の品目とかで四つ五つある、あるいは七つ位の品目がある。それだけのものに災害収入共済方式で平常時の8割なり9割を補償してあげるなら、立派にいけるのではないかと思うのです。

委員 我が県の農家の方々はまず農災につきましては、殆どが協力的でありますけれど、一つ先ほど以来話がありますように、大規模な畜産経営あるいは水田、畑作もですが、この方々への補償が画一的であるのはいかがかなという思いがいたしております。一律に2割、3割の足切りではなくて、経営面積、耕地面積に応じて減収の量も加味した制度にしなければならないのではとまっているところです。

また、昨年、今年というように何故かカメムシが大発生しておりますけれど、やはり、経営安定対策との絡みもございますが、品質につきましても補償の途を開くべきではないかなとまっている次第であります。

委員 農家の方々の大変貴重な話を聞かせていただきました。本当に貴重な御意見でございます。先ほど 委員から、農業経営で1割、2割の損害というのは非常に経営にこたえますよと、当然、これ他の産業でありますと大変なことではありますが、その部分の補償がないというのが、また保険制度の致し方ない仕組みであるのかも分かりませんが、ここの所を何とかして欲しいという御意見であったかと思えます。

丁度、全ての事業において95%以上の引受率にして行こうと、小さくとも信頼される事業にして行こうという運動の中で、わずかな未加入の方々の御意見の中、そして生産部会等で制度に疑問を持って色々の御意見を持っている方々の意見の内容が、今、皆様方からお聞きした意見であると感じました。

当然、重要な時期でございますし、今日細かな所に意見を申し述べる訳には行きませんが、皆様方の御意見を十分持って帰って、2回目、3回目の検討の段階で、職場でも色々話し合いをしましてこういう意見にどう応えるか、検討に参加して行きたいと考えておりますが、非常に貴重な御意見を戴いて、現場の農家のそのままの意見として、これからどうするかという協議に加わって行きたいと思っております。

委員 今日は、農家の方々の色々な御意見、お話を伺わせていただいて、私も刺激を受けさせていただいて、これまで農林水産省での検討会がございましたが、あまりこういう形ではなかったのですが、やはり、大変良い試みではないかと思っております。

課長の制度の説明の中で、現行の説明をされながら問題意識の様な形で、改善が必要ではないかという様な項目を幾つか述べられております。それらにつきましては、私どもも同じ様な考え方でございますので、繰り返して申し上げるのは時間の関係だと思いますが、只今、それぞれの方から御意見のありました中でも、私どもと同じ様な考えを述べられておりますので、繰り返しは避けたいと思っておりますが、例えば、乳牛の子牛共済の話であるとか、品質低下をもっと見ていく必要があるのではないかとか、麦の類別の保険金の支払の問題とか、あるいは大豆の一筆方式、色々選択が固定化されていると言いましょうか、組合単位でどういう方式を選ぶというのは色々なものがありますが、農家ごとに選べるというのは比較的限られている。今後、そういう方向を少し考えていかなければならない。本日お集まりの農家の方々は大きな経営をやっている方が多いと思っておりますが、特に大きな経営の方のニーズというものを、私どももこれまでも色々お聞きしたり、勉強させていただいたつもりでありますけれど、まだ

まだ少し突っ込みが足らなかったかなと思います。委員の話にありました様に、大きい農家ほど本来は保険の必要性なり需要が出てしかるべきであると、それなのに大きな農家から色々な御批判があるというのは、私どもも、もっと真剣に対応する必要があるのではないかということをつくづく感じた次第であります。

それから、制度への色々な御批判のことにつきましても、制度問題とは違いますけれども、大変そういう所をもっと大事に考えなくてはいけないと思う。共済団体の獣医師の活動の仕方は、休みも夜も返上して飛び回っている獣医が沢山いるのが事実でありますけれど、委員から話がありました様に、休みに何処へ連絡していいのか分からないということは、私は直接事業に関わっている立場ではございませんけれども、獣医師も休みが取れる時は取る体制にはしていますが、少なくとも連絡先位はもっと徹底しておく必要があるのではないかと。それと、これは委員からお話がありましたけれど、共済金に該当しない場合でも損害評価したのなら、損害評価の結果がどうであったのかということ位は、生産者の方にお伝えすべきなのではないか。これは制度の問題ではございませんけれど、運営面の、私どもの努力の問題であり、私どもも全国運動で色々農家のためにもっとサービス活動、色々なことをしなければならぬ、活性化ということで色々運動もやっております、相当効果を上げている面もありますが、色々な御意見を承れば色々なことをやらなければならないと感じております。

それから、今日は討議をする場所ではないと思っておりますが、御批判で強制加入の問題も委員から出ていますが、これは大きな問題であり、これまでも随分色々な場所で議論してきております。確か、農林水産省の検討会でも10年ほど前に色々な議論が出まして、結局最終的には両論併記で終わったこともございました。時代も変わってきてますから改めての議論ということもあるいはあるのかなというふうには思っております。選択の幅を広げてという話もありましたが、選択の幅を広げる一つに加入しないという選択もあるという御意見であったのかなと思いましたが、選択の幅を広げるということで加入していただけるのであれば、それは結構なことであると思います。ただ、事実だけ申しますと、この2月の1万7千戸ほどの農家のアンケート調査では当然加入制のことについても聞いております。聞き方の問題もあったかも知れないが、大半の農家は今の当然加入制について一応支持はいただいていると思っておりますが、地域、地方によりましては色々な意見があるのは当然であろうと思います。そういった中で、私どもとしては加入が偏るということは保険のシステムとしてまずい現象ではないか、なるべく万遍なく沢山入っていただきたい。それはメニューを増やせば入っていただけるのではないかと、色々な議論があると思いますが、単純に、強制と自由のどちらが良いかと、それは自由の方が良いという議論だけではすまない様な面もございますので、これは色々な議論があるところだと思っております、また別の所で御意見でも承ればと思っております。

座長 有り難うございました。

委員 何点か申し上げますが、1点目は、水稲共済の引受率90%ということで表が出ていますが、5ページの規模別では未加入の状況が分からない訳でして、そういう面では規模別にどの程度の加入状況なのかというのも教えていただけたらと思います。

2点目は、16ページにあります。平成9年の無事戻しが大変大きい訳でありまして、3年間でおよそ半分の掛金の部分を清算するというような仕組みなのかなと思うのですが、そうするとなかなか良い仕組みじゃないかなと率直に受け止めた訳であります。その点、共済組合の皆様からどんなふうを受け止められているのかということをお聞かせ願ったらと思います。

3点目は、委員からも御意見が出ていましたが、果樹共済やとりわけ畑作物共済の加入率が低いことで、その都度、麦や大豆等で問題が生じているということは、何時も議論になる訳であります。12ページの状況を見ましても、連年、加入率が変化していない訳です。およそ、この程度で定着するということなのかどうか。それとも、検討の視点で整理されていますけれど、また、今、農家の皆さんから意見が出ていますけれど、農家のニーズにあった多様な共済を選択できる仕組みにすれば、メニューを揃えれば、こうした加入率は拡大していけるのかどうかという点につきましても、議論していただけたら有り難いと思います。

4点目は、これも検討の視点にありますけれど、今後具体化する経営所得安定対策とは目的と役割が異なるということで整理されている訳ですが、しかし、財政上の制約なり、財政上効率化が求められているというようなことからすると、重複すれば厳しく査定されるというか、点検されるということになりかねないと思うのです。そういう面で、早く経営所得安定対策の具体的な姿を明らかにしていただいて、この共済制度との検討をやらせていただきたいと思います。

5点目は、共済組合は農業共済の仕事だけではなくて、これは委員の御発言とも関連するのですが、農家の家屋の火災共済等の業務もおやりだと思えるのです。それから、委員からもお話ありましたが、業務推進上の課題もあるということで、言うなれば、共済の仕事の体制につきまして、御議論があるようでありますから、次回以降、その点についてもお聞かせ願いたいと思うのです。また、これは地域の農業振興に共済組合がそれなりの役割を果たされていると思うのです。行政と一緒にやっております仕事の中で、生産調整の推進ということがある訳です。あの中で、何時も毎年毎年議論になるのは共済の引受台帳、これは共済組合で管理されていると思うのですが、そのことが何時も議論になる訳でありまして、そういう面からしましても、地域農業振興に果たす役割は相当大きいのであろうと思うのですが、これらの点につきましても、次回以降議論の俎上に乗せていただけたら有り難いと思います。

委員 これまで、農家の方、あるいは共済関係の専門家の方から迫力ある御意見が相次ぎましたので、よく勉強させていただきたいと思います。頭の整理で申し上げようかと思いましたが、検討の視点、大きく2つに分かれていますけれども、過去、こ

の制度は改善の歴史で来ているように思いますが、今回見直しをして、さらにこの視点の1にあるように、キメ細かい内容に変えていく、あるいは拡充するということについて、もちろん必要な改善を行うことは適切だと思いますけれど、他方でこの2に書いてありますが、そういうふうにして制度を細かくしていった場合に、一つは制度の運営コストみたいなものが増加していくということがありますし、あくまで保険制度であるとしみますと、幾らニーズがあっても、リスクが非常に細分化されていく、あるいは強制加入でないとか色々なことが重なった時に、保険制度として、数理に乗るものなのかどうか、要望がかなえられることに越したことはないが、保険制度という意味でどういう関係になるのかということをお勉強させていただきたいと思います。例えて言えば、良くしようと思ったら掛金が上がってしまったり、あるいは財政負担が増加するということになりかねない。逆にもっとシンプルな掛金は安いけれどもミニマムの補償をするというような制度というのも考えられないのかどうか。

少し違う話ですが、昨年、有明海が災害にあって海苔の養殖業界の方に融資を行ったのですが、これもかなり迅速に政策で対応していただいた。強いて言えば、災害という広い目で見れば、他の金融等と含めた手段、色々組み合わせることも可能なのかも知れないので、先ほど似たような制度があるではないかということもあろうかと思えますし、全体として、どうしたら農家の方々、特に担い手の方々、また大規模経営の方々が安心して経営ができるかということをお議論いただきたい。あるいは勉強できればと思っております。

最後に一言、今回の検討会のスケジュール感ですが、冒頭局長が拙速は避けて検討するのだというお話がありましたが、他方で非常に緊急性がある問題もあるのかも知れません。この制度の一番急がなければならないこと、特段急がなくてはならない待った無しの問題がどの辺にあるのか、今日は分からなかったものですから、次回以降教えていただきたいと思えます。

座長 有り難うございました。

委員 日本の農業災害補償制度について勉強していませんので、委員になるのをためらったのですが、現場の方のお話を勉強できる機会ということで参加させていただきました。色々な問題があるのですが、今日出されました検討の視点との関連で2、3意見を述べさせてもらいます。今、何故農業災害補償制度の検討かということに関わるのですが、今日、事務局の説明で経営所得安定対策との関連性について少し言及されたのですが、ここの問題がどういうようになるのかということが、今ひとつ、関連性が言われながらはっきりしていない訳です。ここがもし切り離されるとすれば議論も技術的なところに終始することになる訳で、もし、経営所得安定対策と関連するようなことになって行くなれば、農業災害補償制度を今回の検討を通して、色々な形で良い機会の検討かなと思えますが、全体の政策の進み具合が分かりませんので、事務局も大変でしょうが、もし分かりましたら、段々明らかにして頂きたいと思えます。

もう一つは、検討の視点に関わることですが、たぶん、検討の視点に出されている問題は、農業災害補償制度が持っている固有の難しさが反映されているのではないかと思うのです。平たく言えば、こうした制度ができたことと、実態とのズレが相当できているのが現状でしょうから、そのズレの問題が生産者からの意見として出されているのでしょうけれど、保険という点から見ると、常識的に考えると任意が望ましいというのが常識でしょうけれど、そうなりますと、保険事業としての効率性と言いますか、基盤自身が脆弱になるということがあって、当然加入ということになるのでしょうが、その関係をどういように今の時点で調整できるのかが一つの大きな問題であろうと思っています。

もう一つは、それを実施する農業共済団体の場合の組織問題に関わってくることになりまして、農業災害補償制度の場合には、何かあった時には非常に大変で事務が繁忙になるでしょうし、何も無い時には仕事がそれほどでもないという仕事を均一化できないという問題が組織問題としてあるだろうと思うのです。これをどういように考えたら良いのかという点で、一方で、事務経費等を含めて財政資金で賄われている部分が大いでしょうから、どうしても仕事の分野が共済事業に限定されるというもう一方の問題がある訳で、先ほどから出されていますように、色々な形でこの組織資源を活用する方策とこういった問題をどういように考えていけば良いのかということが、問題として存在するのではないかと思います。十分実態を知らなくて口はばったくて申し訳ありませんけれど、これはもう意見が出されていますけれど、果樹と肉豚の場合に引受率が非常に低いという問題をきちんと整理して、それを今後の検討に生かしていく必要があるだろうと思います。

座長 有り難うございました。

委員 家畜共済は数度の改正は経ましたけれど、基本的には昭和4年にできました家畜保険制度を引きずっている訳でございます。昭和4年に家畜保険制度を作った時にどうい状態かと申しますと、農家が牛や馬を1頭持って、牝が産まれることを望んでいると、牡が2頭続けて産まれたらもう牛は手放さなくてはならないというような時に、さすがに牡が産まれる共済はできませんけれども、その家畜が死んだ場合に保険金を払うということでスタートした。当時農家は現金収入は殆どありませんから、大家畜に死なれたら補充ができないというような中であつた訳でございます。それが、

委員がおっしゃったように多頭化になりますと、例えば、乳用牛2万9千戸で398億円の掛金、肉豚1千戸で14億円ということは、1戸当たり百万円を超えている訳であります。乳牛で言うと平均が50頭位ですから、百頭いればこの倍になる訳でございます。百頭いる農家に見てみますと、例えば1年に20頭位は少なくとも廃用にしている訳です。そういう農家の中で1頭死んだ時に共済金が欲しいか、欲しい訳がないだろうと思います。結局そういうものが一緒に入ってこの百万円とか2百万円とかいう掛金になっている訳でございます。その農家に見てみると、先ほどおっしゃった薬の関係とかなければ元が取れないという意識があると思うのですが、

委員がおっしゃったように本当は大きい農家ほど保険需要というものはあると思います。ある意味では農業の収入が少ない農家の場合には、農業でどんなに災害があろうと他の面で補える訳ですから、大きな農家ほど本当に農業がやられたらどうしようもない訳でございます。大きな農家にとっては深い災害だけを補てんする様な格好にして、掛金負担を小さくすることができないだろうかと思う訳でございます。

ただ、その時に絶えず問題になるのが、公平、不公平の問題でありまして、そもそも保険料率が弾けるかという話がすぐ出てくる訳ですが、一つは掛金の国庫負担の問題がありますし、再保険の問題がありますから、余り選択の幅が自由にできないとは思いますが、本来、この共済事業以上に保険理論に縛られているはずの損保において、例えば自動車保険を考えていただければ、1年災害がなければ翌年は料率が下がると、1年保険金を貰えば翌年は料率が上がるというような格好で、試行錯誤でやっているというのがある訳でございます。もちろん、試行錯誤を各組合が勝手にやって巧くいくのかどうかという問題があります。場合によっては全国画一にしなければいけないとか、何らかの制約をしなければいけないかも知れないが、何か試行錯誤をやっていくことで、そういう大きな農家と小さな農家、先程委員から率としては小さくても大きな農家の場合損害が大きいのであるということをおっしゃいました。それを見ていった場合にこれが同じ料率で良いのかという話がすぐ出てきます。実績に基づいて割増、割引を繰り返していくことで公平をとる、これは家畜に限らず、他の面でも特に全相殺方式から一筆方式にして欲しいという要望が出るのは、結局大きな農家、特に果樹農家の篤農家は山の北側と南側とに圃場を分けて持っている。これを農家単位でプールされると、後から急にやって平地に植えた農家に比べたら損するという話がございました。そういうものを何か割引、割増をやっていくことで公平性を保つことができるのではないかと思います。大きい農家の本当の需要にマッチして、かつ、安い掛金でというのを試行錯誤という要素を入れることで克服できないのかというのが私の気持ちでございます。

座長 有り難うございました。一当たり御意見をお伺いしましたけれど、時間も迫っておりますけれど、この際、一言是非という方がいらっしゃいましたらどうぞ。

委員 お聞きしたいのですが。経営安定対策の窓口は何処になるのか。そこの関係で共済を改革していくところがお互いに競合したりして、そういうところの摺り合わせが対外的にあっても良いのではないかと思います。

後もう一つ、任意制にした場合に、各地方の共済組合の方のお話を聞きますと、任意にすると国からの国庫金の補助が減るために組合が経営できないとこういふ言われ方をしたのですが、国庫金があるから我々が難儀をするのかということになりますと、国庫金は関係なく、出れば有り難いのですが、そういうことではなくて、改革すべきものは改革したら良いのではないのかというのが、私の持論でありますので国庫金との関係もお知らせいただければと思います。経営ができなくなるかどうかということですね。共済組合が経営が成り立たなくなるということです。

座長 前段の経営安定対策の問題は、状況が進むごとに常時、会合ごとに出していただくということによろしいですか。次回も必要があったら資料を出していただくということで進めたいと思っています。それでは以上を持ちまして本日の質疑、意見交換を終わりたいと思います。次回以降、今日出されました資料あるいは御意見等を踏まえまして、事務局におかれまして検討事項の整理をしていただきまして、それを基に議論を進めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。それに関連して、検討していく上で、意見を出される上で必要な資料等がありましたら、随時事務局へ言っていただきたいということですので、御遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、私からお願いでございますけれども、この検討会は長い時間を掛けての検討会になると思っております。私の何かの代理をしていただける方をお決めいただければ有り難いと考えております。ついては、僭越でございますけれども、海野委員に代理をお願いできればと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

座長 有り難うございました。それでは海野委員に座長代理をお願いいたします。最後に2回以降の日程につきまして事務局の方で案を御用意頂いておりますので、御説明をいただきたいと思っております。

保険課長 次回第2回の検討会の開催予定日でございますが、事前に皆様方の御予定をお伺いしまして、12月14日金曜日が最も多くの皆様方の御予定が合うということでございます。したがって、事務局といたしましては、第2回の検討会は12月14日金曜日の今日と同じく午後1時半からとしたいと思っておりますので、座長の方でよろしくお取り計らいの程をお願いいたします。

座長 事前に御予定をお聞きになった上でのことでございますので、これだけ大勢の方がいらっしゃるとなかなか大変なのですが、そういうことによろしいでしょうか。それでは12月14日の午後1時30分からということで、皆様よろしくお願いいいたします。場所等につきましては別途事務局から御連絡が行くかと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。それでは、本日は貴重な御意見を沢山いただきまして有り難うございます。次回以降もよろしくお願いいいたします。それではこれで閉会にいたしたいと思っております。有り難うございました。